宇土市告示第１４８号

宇土市被災井戸応急修理費補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１１月６日

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市被災井戸応急修理費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和８年熊本地震からの早期復旧・復興を図るため、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく住宅の応急修理における被災井戸の応急修理を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宇土市補助金等交付規則（昭和４９年規則第１８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和８年熊地震における住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理（井戸等の修理）」実施要領により実施される応急修理のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　県外に事業所を有し、本県への移動を伴う事業者（以下「県外事業者」という。）が行った応急修理であること。

(2)　応急修理を行った井戸について、井戸の所有者が、宇土市の災害用井戸として登録することに同意していること。

２　前項の補助対象事業には、交付決定前に着手又は完了しているものを含むものとする。

（補助対象経費）

第３条　この補助金の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる費用とする。

(1)　県外と県内の往復の移動に係る車両燃料費

(2)　県外と県内の往復の移動時間に要する人件費

(3)　宿泊費

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

（補助金の交付対象者）

第４条　補助金の交付対象者は、応急修理を行った県外事業者とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の単価は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第６条　補助金交付の申請をしようとする事業者（以下「補助金交付申請者」という。）は、市長が別に定める日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　宇土市被災井戸応急修理費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　補助対象事業に係る業務の一部を下請け事業者が行う場合、前項の規定による申請は、元請け事業者が一括して行うものとする。

３　補助金交付申請は、各月ごとに応急修理の実績を取りまとめて行うものとする。

（交付決定及び額の確定）

第７条　市長は、前条の規定により、補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定（以下「交付決定等」という。）をし、宇土市被災井戸応急修理費補助金交付決定（額確定）通知書（様式第２号）により補助金交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助金交付申請者（以下「交付決定事業者」という。）は、速やかに宇土市被災井戸応急修理費補助金（精算）請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、交付決定事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し等）

第９条　市長は、交付決定事業者が次のいずれかに該当すると認める場合は、当該交付決定等を変更し、又は取り消すことができる。

(1)　虚偽その他の不正な手段により、当該補助金の交付決定等を受けたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が当該交付決定等を変更し、又は取り消す必要があると認めるとき。

２　市長は、交付決定等を変更し、又は取り消すときは、宇土市被災井戸応急修理費補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定等を変更し、又は取り消したときは、交付決定事業者に対し宇土市被災井戸応急修理費補助金返還命令書（様式第５号）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１１条　交付決定事業者は、補助金交付後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定したときは、宇土市被災井戸応急修理費補助金消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第６号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

２　前項の規定により、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

３　前項の規定による補助金の返還は、前条の規定を準用する。

（帳簿書類等の保管）

第１２条　交付決定事業者は、補助金に係る帳簿書類等について、補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月６日から施行する。

別表（第５条関係）

対象経費	単価	
人件費※２	さく井工事　１往復当たり　３５，２００円／人	
	配管工事　１往復当たり　２５，３００円／人	
	その他工事　１往復当たり　２２，１００円／人	
宿泊費※３、４	実費（1 泊当たり　上限：１４，０００円／人）	
車両燃料費※３、５	北海道	２３７，４００円/台
	青森県	１８９，８００円/台
	岩手県	１８６，２００円/台
	宮城県	１７１，３００円/台
	秋田県	１６６，２００円/台
	山形県	１７５，６００円/台
	福島県	１７４，２００円/台
	茨城県	１６４，９００円/台
	栃木県	１６１，３００円/台
	群馬県	１４９，１００円/台
	埼玉県	１５１，９００円/台
	千葉県	１５５，０００円/台
	東京都	１５０，０００円/台
	神奈川県	１４９，７００円/台
	新潟県	１５２，５００円/台
	富山県	１２４，３００円/台
	石川県	１１６，９００円/台
	福井県	１０８，０００円/台
	山梨県	１３５，９００円/台
	長野県	１３８，７００円/台
	岐阜県	１０５，１００円/台
	静岡県	１２５，２００円/台
	愛知県	１０６，６００円/台
	三重県	１０２，０００円/台
	滋賀県	９１，７００円/台

	京都府	９０，５００円/台
	大阪府	８８，６００円/台
	兵庫県	８４，９００円/台
	奈良県	９３，３００円/台
	和歌山県	９８，２００円/台
	鳥取県	７４，０００円/台
	島根県	６３，９００円/台
	岡山県	６８，０００円/台
	広島県	４８，３００円/台
	山口県	３２，６００円/台
	徳島県	３０，８００円/台
	香川県	２８，０００円/台
	愛媛県	１７，４００円/台
	高知県	２３，９００円/台
	福岡県	１５，８００円/台
	佐賀県	１３，４００円/台
	長崎県	２６，９００円/台
	大分県	９，４００円/台
	宮崎県	２１，６００円/台
	鹿児島県	２３，６００円/台
	沖縄県	２４，６００円/台
その他必要な経費※4	実費	

※１：別表に定めのない事項は、別途市長が定めるところによる。

※２：人件費は、国土交通省の公共工事設計労務単価を採用し、移動にかかる１日分とする。

※３：宿泊費の上限、車両燃料費は、熊本県職員等の旅費に関する条例等により算出。

※４：宿泊費及びその他必要な経費の確認は領収書により行う。

※５：燃料費は高速道路使用代を含む。

様式第１号（第６条関係）

宇土市被災井戸応急修理費補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

宇土市長　　様

標記補助金について、次のとおり申請、報告します。

申請者	フリガナ					
	名　称					
	所在地		〒　　－			
	連絡先		電話番号	－　　－	E-mail	
	代表者の職・氏名		職名		氏名	
	申請に関する	発行責任者の職・氏名	職名		氏名	
		担当者の職・氏名	職名		氏名	

申請内容

人件費	円
燃料費	円
宿泊費	円
その他経費	円
合計（申請額）	**円**

（添付書類）

・領収書（宿泊費、その他経費分）

・請求書の控え

下請け事業者がいる場合は、法人名及び住所

（法人名：　　）

（住　所：　　）

（誓約書）

□　標記補助金を申請するにあたり、当該補助金に係る補助対象経費を重複して発注者等から受け取っていません。また、他の補助金の交付対象となる経費について、重複して申請していません。

□　応急修理を行った井戸について、井戸の所有者が、災害用井戸として登録することに同意しています。

□　申請者（下請け事業者を含む）は熊本県内の事業者ではありません。

□　工事費は不当な価格ではありません。

□　申請内容に相違ありません。

様式第２号（第７条関係）

宇市環指令第　　号
年　　月　　日

様

宇土市長

宇土市被災井戸応急修理費補助金交付決定（額確定）通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました宇土市被災井戸応急修理費補助金について、下記のとおり決定（額の確定）しましたので、宇土市被災井戸応急修理費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

交付決定（確定）額　　金　　円

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

宇土市長　　様

〒　　－

所在地：

法人名：

代表者職氏名：

宇土市被災井戸応急修理費補助金（精算）請求書

令和　　年　　月　　日付け宇市環指令第　　号により補助金交付決定（額確定）通知があった宇土市被災井戸応急修理費補助金として、下記金額を交付されるよう宇土市被災井戸応急修理費補助金交付要綱第８条の規定により請求いたします。

記

１　請　求　額　　円

（内訳）　交付決定額　　円

（交付済額）　　円

精算請求額　　円

残　　額　　円

請求書発行責任者氏名		連絡先電話番号	
請求書発行担当者氏名		連絡先電話番号	

様式第４号（第９条関係）

宇市環指令第　　号
年　　月　　日

様

宇土市長

宇土市被災井戸応急修理費補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け宇市環指令第　　号により通知した宇土市被災井戸応急修理費補助金交付決定の全部（一部）を下記のとおり取り消したので、宇土市被災井戸応急修理費補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　補助金の交付決定額　　金　　円

２　取消額　　金　　円

３　取消し後の交付決定額　金　　円

４　取消しの理由

様式第５号（第１０条関係）

宇市環指令第　　号
年　　月　　日

様

宇土市長

令和　　年度宇土市被災井戸応急修理費補助金
返還命令書

令和　　年　　月　　日付け　　宇市環指令第　　号で交付決定等をした標記事業補助金については、宇土市被災井戸応急修理費補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

１　返還金額　　金　　円

２　返還期限　　令和　　年　　月　　日

※納入については、別途送付する納入通知書によること。

様式第６号（第１１条関係）

年　　月　　日

宇土市長　　様

〒　　－

所在地：

法人名：

代表者職氏名：

令和　年度宇土市被災井戸応急修理費補助金
消費税額の額の確定に伴う報告書

宇土市被災井戸応急修理費補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付要綱第７条による額の確定）　金　　円

２．補助金の確定時における消費税仕入控除税額　金　　円

３．消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額
金　　円

４．補助金返還相当額（３．から２．を引いた額）　金　　円